



付録・埼玉版

『まちに自治の風よ吹け…』
埼玉自治体問題研究所
TEL/FAX 048・822・9272

2.19 自治体デジタル化と住民主権を考える新春学習会開催

私の個人情報~~は私のも~~…“勝手に使わないで”の声を！

グローバルな視点と自治体現場の実態の 両面から自治体DX が解き明かされた！

2月19日(日)に開催された「地方自治フォーラム・県民公開講座～自治体デジタル化と住民主権を考える新春学習会」は、基調講演で内田聖子(アジア太平洋資料センター)さんがグローバルな視点から自治体デジタル化の本質とこれに対抗する各国都市自治体の取り組みを、特別報告で、林敏夫(研究所理事・元自治労連県本部委員長)さんが県下自治体の個人情報保護条例、マイナンバー、情報システムの標準化・共通化、行政手続きのオンライン化など一連の自治体DX推進の現段階について報告しました。今号では、林報告のレジュメ・資料の全文と内田講演のパワーポイントレジュメの重要部分を2ページから掲載しています。

○内田講演要旨～今、世界は巨大IT企業(GAFA)などの「情報強者」による独占的・収奪的な情報収集と活用が日常化した新たな経済秩序としての監視資本主義の下にある。日本は、コロナ危機を理由に一気にデジタル社会化を進めようとしている。「リアル空間で違法なものはデジタル空間でも違法である」「デジタルは民主主義の家に住まなければならない」(ショシナ・ズボフ教授・「監視資本主義」著者)という視点が大切で、私の個人情報は私のも、一私企業には無条件に渡さないという主権者意識が重要。自治体は個人情報の集積場であり、公共の福祉と民主主義のためにそれを活用する責務が期待される。草の根からの運動と、それを背景とした法規制を通じて「監視資本主義」解体のうねりをつくる必要。パルセロナなど、デジタルを住民主権と民主主義の前進に活用している都市の実例から学ぶ必要。



▲基調講演・内田聖子氏



○林報告要旨～総務省の自治体DX推進計画による11項目の自治体重点取り組み事項の具体化が急ピッチで進められている。2025年度の本格運用に向けて23年度は自治体DXの柱になる標準化・共通化のシステム選定とベンダの決定・契約が行われるスケジュールになっている。自治体DXの政府の目的は、デジタル社会形成基本法が示しているように「情報を企業利益拡大の道具にする成長戦略」であり、「自治体業務の産業化を推進し公務を民間企業の市場としてさらに開放し」、「国民の生活や権利にかかわる情報が集積する自治体情報を政府が管理」することにある。

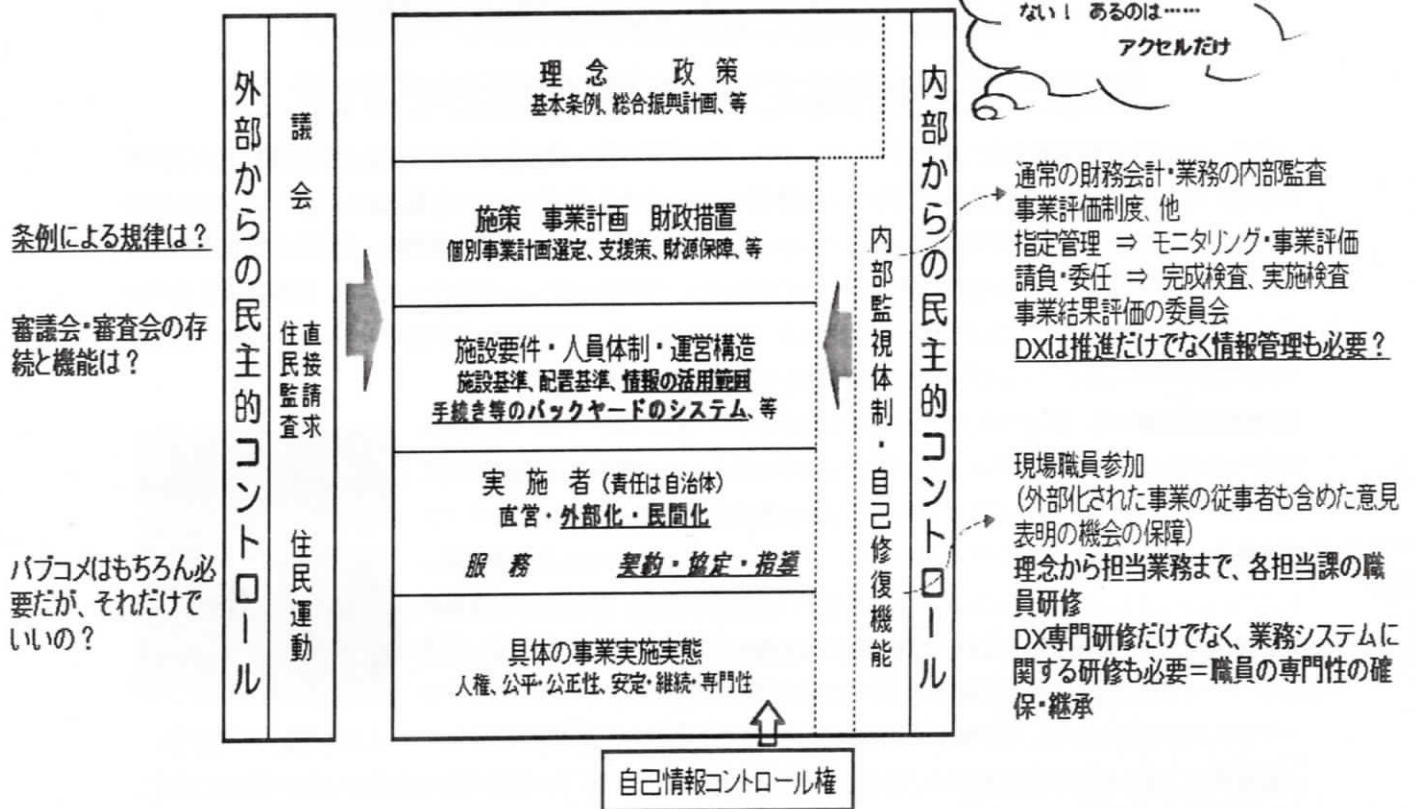
▲特別報告・林敏夫氏 自治体DXに関する対抗の視点は、“私の個人情報は私のも”という情報主権を主張し自己情報コントロール権を確立すること、自治体のDX推進施策について「教えて！」という当たり前な声を上げていくことが重要。また、デジタル人材を安易に民間企業に求めず、長期的視野に立った専門家の採用や内部養成を目指すべきである。詳細は、次ページからの報告レジュメ、資料を参照してください。

マイナンバー・自治体DXをめぐる県下自治体の動向と対抗の視点

はじめに

①「便利!」「便利?」……「DXだ!」のかけ声で何が行われているの? ②県内各自治体の動き、職場の様子はどうか?を再確認し、③デジタル素人が役所に「教えて!」を言うための基本情報や、職員が自治体DXを考えるための視点をお伝えし、④デジタル技術を活かして、役所と職員が住民の役に立つところであるための仕組みについて知恵を出し合いたいと思います。

図1 自治体事業の決定から実施への流れと監視の構造



1. 自治体DXに関する基本情報の再確認……国は自治体に何を求めているの?

(i) 総務省は「自治体DX推進計画」を出し、11項目の課題を地方に強要

《 総務省が示す 重点取組事項 》

- ① 自治体の情報システムの標準化・共通化 ……役所のカウンターの内・外業務の一元化
- ② 行政手続きのオンライン化 ……行政各組織間と業務及び民間活用のデジタル処理拡大を促進
- ③ RPA・AIの利用推進 ……大量処理業務やそれを自動処理させる技術・機器導入
- ④ マイナンバーカード普及促進 ……上記実行のため、スマホ含め番号活用拡大で利用分野ひろげる
- ⑤ セキュリティ対策の徹底 ……個人情報保護と“表裏”の情報大量活用への規制緩和策
- ⑥ テレワークの推進 ……自治体業務のデジタル化を一般化させるための職員訓練

《 上記とあわせて取り組むべき とされている事項 》

- ⑦ 地域社会のデジタル化 ……上記重点取組事項を有効にするためのハード・ソフト環境整備
- ⑧ デジタルデバйд対策 ……急激に行う、上記重点取組事項への一元化への抵抗緩和策
 << その他 取り組むべきとされている事項 >>
- ⑨ BPRの徹底（書面・押印・窓口対面の見直し）…この機会に業務簡素化・人員削減・外部化
- ⑩ オープンデータの推進 ……行政情報開示を隠れ蓑に、保有個人情報の民間利用促進
- ⑪ 官民データ活用推進計画策定の推進 ……上記を具体化するための官民合意形成と推進固定化

(2) システム標準化・共通化の対象業務 = 自治体業務のバックヤードの変化

- ① 標準化・共通化の対象20業務 ……各自治体独自の施策と処理手順を全国一元化して国管理へ
 - ア) 住民情報……住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理
 - イ) 税情報……固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税
 - ウ) 福祉情報……子ども・子育て支援、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護
 - エ) 医療情報……健康管理
 - オ) 教育情報……就学
- ② 今後想定される標準化・共通化業務 ……上記に加え、こうなると自治体は丸ごと国の管理へ
 - ア) 住民基本台帳登録外者管理
 - イ) 収納滞納管理
 - ウ) 乳幼児医療管理、ひとり親医療管理
 - エ) 財務会計管理
 - オ) 人事管理、給与管理
 - カ) 庶務事務管理、文書管理

(3) 自治体DXの推進スケジュール

図2 自治体DX主要部分の極めて大まかなスケジュール図

| | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|--------------|-----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------|-----------------|
| ～R元年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 取組事項 | 組織・人材・計画・助言の体制 | | ⇒ | | | |
| ガバメント・クラウド整備 | ⇒ | 基幹業務連携システム整備 | ⇒ データリフトのモデル検証 | 自治体システム順次移行 | ⇒ | ガバクラ上の標準仕様で順次運用 |
| 標準化・共通化 | 住基先行、国保も標準仕様あり | 第1G仕様提示 F&G(突合) | 第2G仕様提示 F&G(突合) | システム選定 ベンダ決定・契約 | カスタマイズ 実装 ⇒ | |
| オンライン化 | 2019法改正～予算確保・調達仕様作成ベンダ提案・契約・運用テスト | | 導入??先進自治体紹介 | ??? | ⇒ | ⇒ |
| マイナンバーカード | | 市町村の交付円滑化計画 | ポイント、保険証、顔認証 | 全国民に普及 | ⇕ 基幹システム連携 | ⇕ |
| セキュリティポリシー | 個人情報保護法20年改定 | 同法の21年改定=DX対応 | 条例見直し(法改定との突合) | 自治体にも個人情報法が適用 | ⇒ | ⇒ |

* 住基=住民基本台帳システム、第1G=総務省が示した第1グループの基幹業務、第2G=第2グループ、F&G=フィット&ギャップ

(4) 政府の目的は何か……自治体DXの本質的なねらいは何？

- ① デジタル活用・情報を企業の利益拡大の道具⇒成長戦略（経済成長の柱）
- ② 自治体（行政・業務）の産業化・民間依存をさらに推進（公共の役割りを解体）
- ③ 「便利」「国民のためのIT技術活用」は口実で、国民情報を政府が管理

《 参 考 》

★ デジタル社会形成基本法（2021年9月1日施行）

目的 第1条 ～デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに
～我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする。

★ 個人情報保護法改正（2022年4月1日施行、2023年4月1日施行）

目的 第1条 ～個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する

★ 岸田政権が「デジタル田園都市国家構想基本方針」を閣議決定（2022年6月7日）

構想の背景 地方の人口減少や少子高齢化、産業空洞化～2014年以降地方創生に取り組んできたが～転出入
均衡達成目標はいまだ達成できていない～新型コロナウイルス感染症が拡大～国や地方の取組を大きくバージョンアップさせる～デジタル田園都市国家構想の旗を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーションを積極的に推進していく必要がある。

2. 埼玉の各自治体の特徴的な動き

(1) 総務省「自治体DX推進計画」の各自治体での動向

- ① 各自治体の「DX推進計画」の策定を強要……総務省の「手順書」「ひな型」に合わせて策定（アクセルだけで、すでに自治が心配）⇒ 33市で計画（パブコメ中の2市含め）、他の7市も準じた施策を実行中、町村は2町が準じた施策実行中（三芳、松伏）で、他は町村会主導の「埼玉県町村情報システム共同化推進協議会」（㈱TKCをベンダー（ICT販売企業）にして21町村で協議会を構成）に参加しており、多少の相違はあっても、全体として国策推進型（協議会事務局に「DXも様々で良いのでは」の意見あり）になっている……地方「自治」はこんな状況にある。
- ② 様々に進む推進体制づくり……DX推進本部設置、CIO等の任命、推進担当課決定
- ③ 粛々と進められるシステムの標準化・共通化等の、当面する「重点取組事項」の6課題
- ④ ただし、自治体規模により一律ではない現実 ⇒ 県と市町村の業務の相違、政令さいたま市との相違、中核市と一般市でも取り組み姿勢に相違がある ⇒ 一般市でも規模、職員数、ICTの専門（熟練）職存在の有無、財政事情等で相違は拡大
- ⑤ 実は、「すでにシステムは分からぬ」「バックヤードはベンダーにまかせている」の話もある ⇒ 今後にもむけて、自治体内にデジタル専門性ある職員の確保も課題になる。

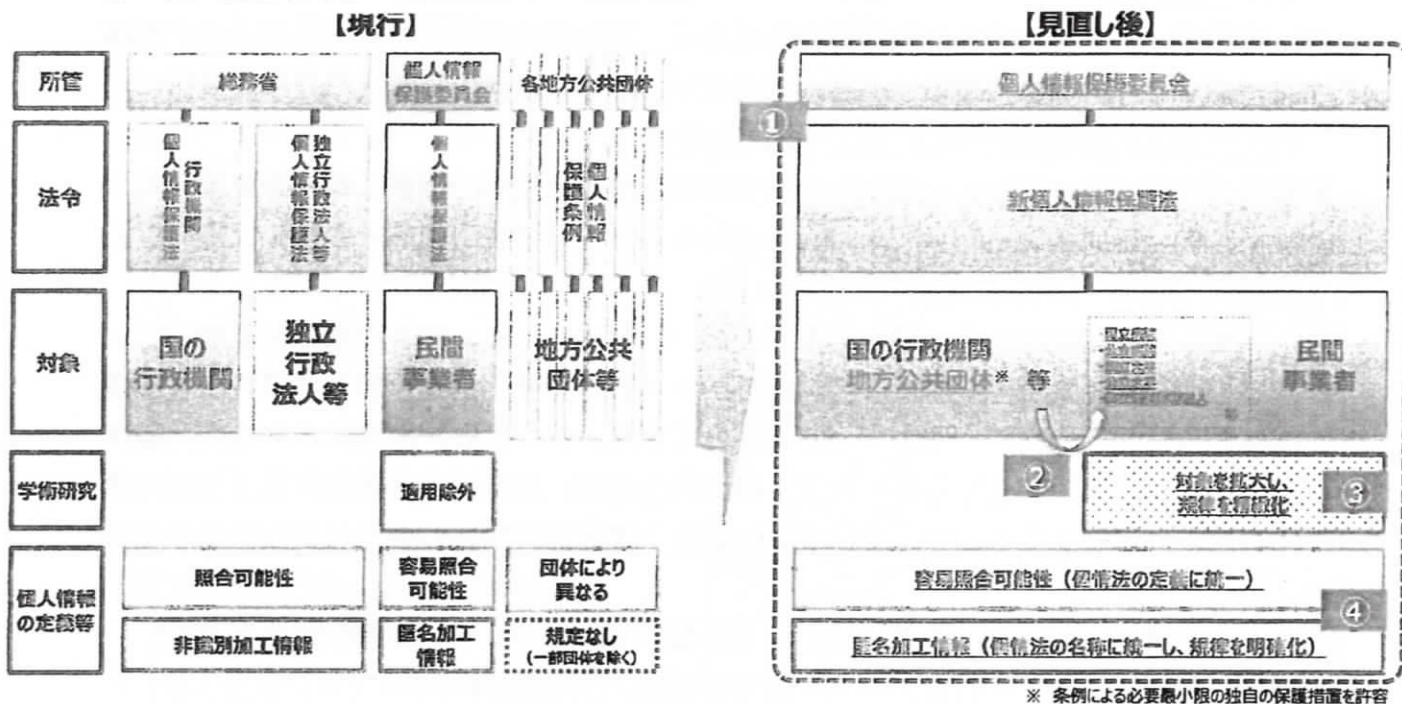
(2) マイナンバーカード取得の強制・強迫観念……文字通りデジタルファシズム

- ① 地方交付税算定に影響させる（成績主義）と言われて大キャンペーン……備前市までは？
- ② 自治体職員には、共済組織通じて強制 → 各課取得率点検 → 家族も含めた強制へ
- ③ 急な取得申請でj-lis（地方公共団体情報システム機構）も自治体窓口も大変＝残業・日曜出勤
- ④ 健康保険証、他で強迫観念……一方で「2万円はいつ振り込まれるの？」と窓口で！

(3) 各自治体で先行している「個人情報保護条例」の廃止

……一部では「審議会の廃止」まで

① 個人情報保護法の改定とは 図 3



② 県内市の個人情報保護条例改定の動き

ア) 改定に関わる全体状況は図2のとおり。

イ) 北本市は、①審議会、審査会の廃止手続きと廃止そのもの、②条例要配慮個人情報に関する検討、③どの様な個人情報ファイルが存在

図4 個人情報保護条例の取扱い

| | | | | | |
|------------------------------|-------|----|----|----------------------------|----|
| 12月議会に改定を提案 | 施行条例化 | 議決 | 35 | パ ブ コ メ 実 施 | 15 |
| | 廃止のみ | 否決 | 1 | | |
| 3月議会予定 | 未定 | | 1 | | |
| 埼玉県も12月議会で施行条例化 | | | | | |
| 埼玉県ははじめ多くの市で「議会の個人情報保護条例」を制定 | | | | | |

するののかの公表・透明性に異議があり、また市民の人権に関わる改定にもかかわらずパブコメも行っていないことに批判があり、全会一致で否決し3月議会へ ⇒ 地方自治の機能を発揮し、市民の関心も高める結果となっている ⇒ 「教えて！」の例ウ) パブコメを実施した市でも…川越、熊谷、越谷、戸田、朝霞、和光、三郷は回答者“ゼロ”、所沢・草加・吉川1名1件、川口1名2件、さいたま1名3件、志木3名7件、八潮4名27件、蕨は不明(昨年12月調査)……と低調 = 知らされていない。

③ 個人情報保護条例廃止⇒施行条例化のいくつかのパターンと問題点

ア) 完全施行条例化……個人情報保護法があるから、大量の個人情報を扱う自治体でも「理念」なしでいいの? 条例には、その地域の目指す方向、住民のあり方を示したり、考えてもらったりする役割もあるのでは?

イ) 実施者の責務は法律まかせ……住民の個人情報を管理・運用する自治体組織・職員

としての自覚も法律まかせになっていないか？

ウ) 個人情報を管理する体制は様々……特に定めがない、あっても従来型の管理責任者の継承のまま……個人情報がビックデータとして商業利用される時代にいいの？

エ) 審議会・審査会の廃止や機能縮小もある……国の個人情報保護委員会（全国の課題に対応するのに職員は196人）まかせでなく、自治体の責任で制度や運用の実態について諮問する組織はいないの？ 機能後退させていいの？

オ) 各自治体で様々になった規定……①条例要配慮個人情報、②個人情報を収集したファイル簿の作成要件（1,000人以上）と従来の「個人情報〇〇簿」の扱い、③開示決定期間・延長・特例、は様々に……

カ) 存在した規定の廃止……①死者情報の扱い、②オンライン結合の禁止・制限

キ) その他の留意事項……①個人情報保護法の「容易照合」要件＝容易に照合できる情報は個人情報になるが、逆説で容易に照合できない情報は個人情報にならない。②情報の取得は本人でなくても良いの？ ③目的外利用、外部提供を緩和する「相当の理由」の規制はどうするの？ ④仮名加工情報、匿名加工情報の扱いもどうするの？他

(4) デジタル庁・他の予算付けで「先進」事例づくり ⇒ モデルで誘導

① モデル化に要注意……教育データ活用で不登校、貧困・虐待等に「プッシュ型支援」？

例として、戸田市はデジタル庁の「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」の補助金を受け、不登校対策、貧困・虐待等の困難への支援、教育指導の向上などを目的に「戸田市教委保有個人情報 + 戸田市保有個人情報」を連携させて個人ごとに分析して、事前に対応するシステムの構築をめざしている。

| | 福 祉 | | | | | | | | | | 医 療 | 基 本 情 報 | | | | | | | | | | |
|-----------|------------------|----|-------|--------|---------|-------|-------|------|-----|-------------|------|---------|-------|---------|--------|-----------|--------|-----------|-------|------|----|-----|
| | 子 育 て 支 援 | | | | | そ の 他 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 母子保健 | 健康 | 相談・訪問 | 児童扶養手当 | ひとり親医療費 | 生活保護 | 障害者関係 | 就学援助 | 学齢簿 | 出欠(遅刻・早退含む) | | | 諸費滞納 | 学校健診・健康 | 成績・学力 | 非認知能力 | 特別支援教育 | 児童生徒アンケート | 新生児医療 | 日常診療 | 救急 | 住民票 |
| 妊娠届 | 母子手帳(妊婦健診・乳児健診等) | 健康 | 相談・訪問 | 児童扶養手当 | ひとり親医療費 | 生活保護 | 障害者関係 | 就学援助 | 学齢簿 | 出欠(遅刻・早退含む) | 諸費滞納 | 学校健診・健康 | 成績・学力 | 非認知能力 | 特別支援教育 | 児童生徒アンケート | 新生児医療 | 日常診療 | 救急 | 住民票 | 税 | |
| 箕面市 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ○ | |
| 戸田市 | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| つくば市 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 広島県(府中町等) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| 尼崎市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ |
| 柏市等(YOSS) | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |

図5 必読『保育・教育のDXが子育て、学校、地方自治を変える』自治体研究社から引用

連携するデータは、右図の項目のとおり。氏名にはじまる基礎情報から学校生活、学力、健康、そして保育・幼稚園時代の記録、乳幼児健診などに及ぶ。しかし、補助手段になったとしてもデータ連携によって貧困や虐待の根源が解消されるわけではない。集約データによるAI分析は入力情報の偏在や偏見で重大な人権侵害の原因にもなる。

なお、戸田市の例は連携範囲が比較的狭いものの、デジタル庁は生活保護や課税状況等も含めた多様な情報連携を想定しており、そのモデルが広がった場合は個人情報活用への厳しい規制の仕組みをつくらなければ自己情報コントロール権は消滅する。

- ② 同様に国の補助金を活用した「モデルづくり」は様々に行われており、各自治体の実態をつかむ……「教えて！」にとりくむ必要がある。

(5) 住民目線の「費用対効果」の検証も必要

- ① 「埼玉県町村情報システム共同化推進協議会」参加 21 町村を代表して美里・川島町

は、デジタル庁の「ガバメントクラウド先行事業」にとりくみ、全国トップでシステム標準化前に、国が設定するクラウド上に移行する実験を昨年未までに行った。

ところが、デジタル庁の資料では、5年間のコストは2億2千万円から4億8千7百万円へと2・2倍の増加。とくに作業費で2億円超の増加、物品費で6千万円弱の増加と試算。

全国一律化で業務負担の軽減が強調されているが、財政支出の厳密な検証が必要になる。システム標準化で費用3割削減の国の宣伝（計画）自体も怪しくなる。

図6 美里町・川島町 経費比較評価・考察 デジタル庁資料

| | | 現行 | ガバ・クラ | 増率 |
|--------------------------------------|---------------|-------------|-------------|-------|
| イン シヤ ル コ ス ト | カスタマイズ費 | 0 | 0 | |
| | 環境構築費 | 3,847,630 | 23,080,030 | 6.00 |
| | データ移行費 | 0 | 7,152,000 | 皆増 |
| | 他システム連携機能構築 | 0 | 12,000,000 | 皆増 |
| | 操作マニュアル作成・研修費 | 0 | 1,800,000 | 皆増 |
| | プロジェクト管理費 | 0 | 25,800,000 | 皆増 |
| | 小計 | 3,847,630 | 69,832,030 | 18.15 |
| ラ ン ニ ン グ コ ス ト | システム運用作業 | 0 | 144,000,000 | 皆増 |
| | ハードウェア保守作業 | 0 | 0 | |
| | その他外部委託費 | 0 | 0 | |
| | 小計 | 0 | 144,000,000 | 皆増 |
| 物 品 費 | ハードウェア借料 | 14,138,860 | 14,138,860 | 1.00 |
| | ハードウェア保守費 | 7,536,000 | 7,536,000 | 1.00 |
| | ソフトウェア借料 | 152,622,000 | 152,622,000 | 1.00 |
| | ソフトウェア保守費 | 0 | 12,000,000 | 皆増 |
| | データセンター利用料 | 31,728,000 | 0 | 0.00 |
| | 通信回線費 | 10,404,000 | 65,352,000 | 6.28 |
| | クラウド利用経費 | 0 | 21,026,508 | 皆増 |
| | 小計 | 216,428,860 | 272,675,368 | 1.26 |
| 合計 | | 220,276,490 | 486,507,398 | 2.21 |

- ② 「便利!」「便利!」だけでない費用対効果の検証も求めなければならない。実際に手続きオンライン化をしたものの1件の申請もない事例もある。自治体規模や住民生活の実態からの自治体DXの財政効果検証、速度確認・コントロールの視点も必要になる。

(6) 広がるテック企業の情報収集・活用……狙われる保育・教育・医療

- ① 自治体業務のデジタル化に民間営利企業の参入も盛んになっている。保育園（保育士）も保護者もテック企業（デジタル技術で利潤追求の企業）のサーバーに接続し、図7で例示した情報を提供し、「便利」とされる日常保育運営が始まっている。

- ② 委託料は自治体と保護者負担になる。集約された情報はテック企業の所有になる。活用の際には料金負担を求められ、開発・販売者の言いなり状態に陥る。

図7 保護者・保育園がテック企業に提供する情報の例

| | |
|---------|----------------------------|
| 基礎讓歩 | 子どもと家族の個人情報から保護者の勤務先まで |
| 保育事務 | 登降園管理、連絡帳、行事等お知らせ、延長保育料計算 |
| 子どもの記録 | 検温、発育・健康管理記録、園生活情報、写真記録 |
| 保育計画・実践 | 指導計画、月・週案作成、保育観察記録と評価、安全対策 |

- ③ 一方で、テック企業の方は集約したビックデータを活用し、保育指導案作成ソフトなど新たな商品開発・販売もできる……保育士には指導案作成の専門性が求められはざだが、その空洞化と成長自体にも影響が出ないだろうか？
- ④ 保護者が情報提供を同意するための規約確認は、「次の同意をクリック」式が多く、情報提供確認行為の適格性に疑問がある。「子ども達の情報」は将来にわたって保護されるのかも疑問。
- ⑤ そもそもAIで保育の専門性は維持・発展できるのか？

3. 住民主権をとりもどす視点は

(1) マイナカード申請衝動から自己情報コントロール権の自覚へ

- ① 政府、財界、自治体、マスコミ総ぐるみのカード取得脅迫への対抗策は？ ……事態は進んで、システム標準化によって自治体の保有する個人情報^①が国のガバメントクラウドに集約されてビックデータとして営利利用が始まっている＝それだけ自治体情報に値打ちがあり、企業の新たな儲けの場 & 政権の国民動向把握と世論誘導の道具にもなっている。

これから何が問題になるか？

図 8

| |
|---------------|
| セキュリティ・個人情報保護 |
| ガバメント・クラウド活用 |
| 行政手続きオンライン化 |
| システム標準化・共通化 |
| RPA・AI利用促進 |
| マイナンバーカード普及促進 |
| テレワークの推進 |

カード取得問題だけでなく、右図のように個人情報保護のあり方や自治体の情報管理へと幅を拡げた対抗策が必要になる。

- ② もちろん、番号法は任意＝①強制させない、②アナログ手続きを継続させる、③自治体事務については自治体の独自判断をさせる、④消極的ではあるが、現状ではカードは、作らない、使わない、スマホに搭載しない……プロファイルさせない。
- ③ 積極的とりくみとして、個人情報の「利用」と“表裏”関係にある“保護”も具体化させる ⇒ 自治体「条例」の見直し ⇒ 個人情報の利用に適正な規制を設ける……自己情報コントロール権の確立へ ※本人同意、通知から開示・訂正・停止 + 自己の個人情報を管理する権利

(2) 「教えて！」から「生活分野別検証」そして「住民福祉の増進」へ

- ① 住民の「教えて！」は当然の権利……単なる形式ではなく、住民が個人情報の活用に関して知って監視できる仕組みづくりへ
- ② マイナンバーに連携させた社会保障の各分野での活用が広がる……福祉、医療、公衆衛生などの各分野での活用（横軸）とデジタル化課題の各項目（縦軸）の関係を意識しながら分野別の検証が課題になる ⇒ 一歩進めてデジタル技術を活かした「住民福祉の増進策への知恵出し」が課題に

(3) 自治体内の体制強化・職員研修のあり方への関与も必要

- ① 自治体DXも人がやること……自治体ではデジタル技術者不足が深刻に……公務労働、とりわけ自治体バックヤードのシステム作りにベンダーからの①出向、②兼職、③直接任用（特定任期付職員、年度職員、他）などが多用される恐れがあり監視が必要
- ② 地方公務員法39条（＝研修；しかも計画が必要）を根拠に自治体内に専門的知見のある職員を養成 + 各業務分野で、その本質的課題とデジタル技術の習得も課題
- ③ DX推進担当と一部専門職だけへの高度な研修の集中には要注意（職場内DX格差へ）

(4) 自治体DXにもアクセル・ブレーキ・速度調整機能を

- ① アクセルは「住民福祉と地方自治」に！ブレーキは「権利としての個人情報保護」に！
- ② 各自治体の規模、住民要望、職員体制などに相応しい「速度調整」も課題になる。

■ 今後も研究を続けるべき、自治体の個人情報保護規律 ※条文は一部省略加工

| | |
|---|---|
| <p>個人情報保護条例 (旧)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していること、並びに県の実施機関に対して個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることその他、個人情報保護の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の年齢、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則又は実施機関(知事を除く。)の規則その他の規程(以下「規則等」という。)で定める記述等が含まれる個人情報という。</p> <p>(県の責務) 第3条 県は、個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(県民の責務) 第4条 県民は、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その保護に努めるものとする。</p> <p>なし</p> | <p>個人情報保護法施行条例 (新)</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例要配慮個人情報) 第3条 法第66条第5項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを含む内容とする記述等とする。 一 性的指向(自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。) 二 性自認(自己の性別についての認識をいう。)</p> <p>(安全管理措置) 第4条 実施機関は、法第66条第2項第1号又は第2号に定める業務を行わせるに当たり、これらの号に掲げる者との間で締結する契約又は協定において、当該業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を定めなければならない。 ※ 県の責務の代替になるか？他自治体も同様</p> <p>(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料) 第21条 法第119条第3項の規定により納付しななければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)</p> <p>第5章 埼玉県個人情報保護審査会 (設置) 第10条 次に掲げる事務を行うため、行政不服審査法第81条第1項の機関として、埼玉県個人情報保護審査会を置く。 一 法第53条第3項において用いる同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。二 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。三 第18条の規定による諮問に応じ調査審議すること。(※ 専門的知見) 四 議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ調査審議すること。</p> <p>※ 条例要配慮個人情報として、①性的指向(自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。)、②性自認(自己の性別についての認識をいう。))が第3条に挿入されている。 ※ 県とされたままには「匿名加工情報」への対応が入る。 ※ 審査会(審議会ではない)に、県の保護施策について「専門的知見」による諮問を可能とする規定を残したが？</p> |
| <p>個人情報保護条例 (旧)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 (市民の責務) 第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。</p> <p>(適正な維持管理) 第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。(1)個人情報の正確かつ最新のものをとること。(2)個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。(3)保有する必要な個人情報の取扱い(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。 2 実施機関は、前項に規定する維持管理を行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。</p> <p>なし</p> | <p>(個人情報保護管理者) 第4条 実施機関は、個人情報、匿名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いを適正に行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。</p> <p>(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料) 第13条 法第119条第3項の規定により納付しななければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。 (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円 (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)</p> <p>(審議会への諮問) 第14条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。 (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報保護の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p> <p>※ 施行条例に共通する問題として、理念は法律まかせになるが、自治体の個人情報保護行政(とりわけ自治体事務)はそれで十分に責任が果たせるのか？ ※ 個人情報保護管理者は継承されている。 ※ 審議会への諮問機能も残されていると思われが？</p> |
| <p>個人情報保護条例 (新)</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 (市民の責務) 第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。</p> <p>(適正な維持管理) 第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。(1)個人情報の正確かつ最新のものをとること。(2)個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。(3)保有する必要な個人情報の取扱い(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。 2 実施機関は、前項に規定する維持管理を行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。</p> <p>なし</p> <p>※ 個人情報保護法施行条例では各条において「意見を聴く」「報告」などが合計9件出てくるが条文は省略 例) 個人情報保護制度に関する事務の改善等 第40条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。 2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認められるものについては、審査会の意見を聴かなければならない。…等</p> |
| <p>個人情報保護法施行条例 (新)</p> | <p>(個人情報保護管理者) 第4条 実施機関は、個人情報、匿名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いを適正に行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。</p> <p>(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料) 第13条 法第119条第3項の規定により納付しななければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。 (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円 (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)</p> <p>(審議会への諮問) 第14条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。 (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報保護の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p> <p>※ 施行条例に共通する問題として、理念は法律まかせになるが、自治体の個人情報保護行政(とりわけ自治体事務)はそれで十分に責任が果たせるのか？ ※ 個人情報保護管理者は継承されている。 ※ 審議会への諮問機能も残されていると思われが？</p> |

さいたま市

| 個人情報保護条例 (旧) | 個人情報保護法施行条例 (新) |
|---|--|
| <p>(目的) 第1条 この条例は、自己の個人情報等を管理する権利を保護し、個人の権利利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保に必要な事項を定め、市が保有する自己に関する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする。</p> <p>(実施機関等の責務) 第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に必要措置を講ずるとともに、職員に対する研修等の啓発活動の推進に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、個人情報の保護に関する市民への意識啓発に努めなければならない。</p> <p>(市民の責務) 第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。</p> | <p>(趣旨) 第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市民の責務) 第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。</p> <p>(草加市情報公開・個人情報保護審議会条例) 第14条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、草加市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。</p> <p>(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p> |
| <p>※ 「自己の個人情報を管理する権利を保障し」という自己情報のコントロール権を明記したところが優れていたが、その規定は消滅している。理念も後退してしまったのか？ ※ 実施機関の責務は法律まかせで、市民の責務を求めただけを規定すればすむのか？ ※</p> | <p>※ 「自己の個人情報を管理する権利を保障し」という自己情報のコントロール権を明記したところが優れていたが、その規定は消滅している。理念も後退してしまったのか？ ※ 実施機関の責務は法律まかせで、市民の責務を求めただけを規定すればすむのか？ ※</p> |

《 参 考 》

○ 「自己の個人情報を管理する権利を保障し」の理念に対して、個人情報保護法は第3条の基本理念で「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであること」に鑑み」となっている。

○ 個人情報の定義では、草加市の廃止前の個人情報保護条例では「(3) 個人情報 個人に関する情報」となっていた。死者を含めた個人情報とされたが、個人情報保護法では「(定義) 第2条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて……」となつている。国の個人情報保護委員会の見解では「死者を含めた定義を行うことは望まれない」となつていて、ちなみに、次の新座市個人情報保護条例では「(定義) 第2条 2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいふ。」となつていた。このように、各自自治体の個人情報保護条例は様々であり、それは地方自治が活かされた結果と見るべきではないか。

| 個人情報保護条例 (旧) | 個人情報保護法施行条例 (新) |
|--|--|
| <p>(目的) 第1条 この条例は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにし、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、個人情報を保有するときは、個人の権利利益を尊重するとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業の実施に当たって個人情報を保有するときは、個人の権利利益を侵害することのないようにするとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>(市民の責務) 第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する市の施策に協力しなければならない。</p> <p>※ 個人情報保護条例では各条において「意見を聴く」「報告」などが合計6件出てくるが条文は省略</p> | <p>(趣旨) 第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>特になし(何もなし！)</p> <p>(審議会への諮問) 第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、新座市情報公開・個人情報保護審議会第1条に規定する新座市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。</p> <p>(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p> |
| <p>※ 一般的なスタイルではないが、実施者も事業者も市民の責務も法律まかせにするが、審議会の廃止までは決断できなかったのではないか。</p> | <p>※ 一般的なスタイルではないが、実施者も事業者も市民の責務も法律まかせにするが、審議会の廃止までは決断できなかったのではないか。</p> |

《 参 考 》

新座市の旧条例 (電子計算組織の結合の禁止)
第15条 実施機関は、電子計算組織(電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。以下同じ。)を利用して保有個人情報等を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と連携回線等による結合をなしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。
(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき。

※ 左は「オンライン結合禁止」の新座市の条文です。県内に限らず多くの自治体で原則として禁止し、法令の定めや審議会に結合の諮問をし、その意見もとに結合が行われてきました。それは、個人情報の漏洩の防止、セキュリティ管理の視点から必要な対策であったと考えられます。むしろ今後の個人情報を利用する時代にはますます管理策が求められればは不足ですか？

個人情報法の趣旨は「デジタル推進」=個人情報の活用性~に資するものであることと子の他の他の個人情報(個人情報保護法第1条)の趣旨には合致する。そこで、国の個人情報保護委員会は各自自治体のみを指示していません。それでも、安全管理上各自自治体が必要だと判断すれば、原則禁止が禁止されても地方でやれることはあるはずですが、これからは、住民の個人情報保護に向けた知恵出しの始まりです。

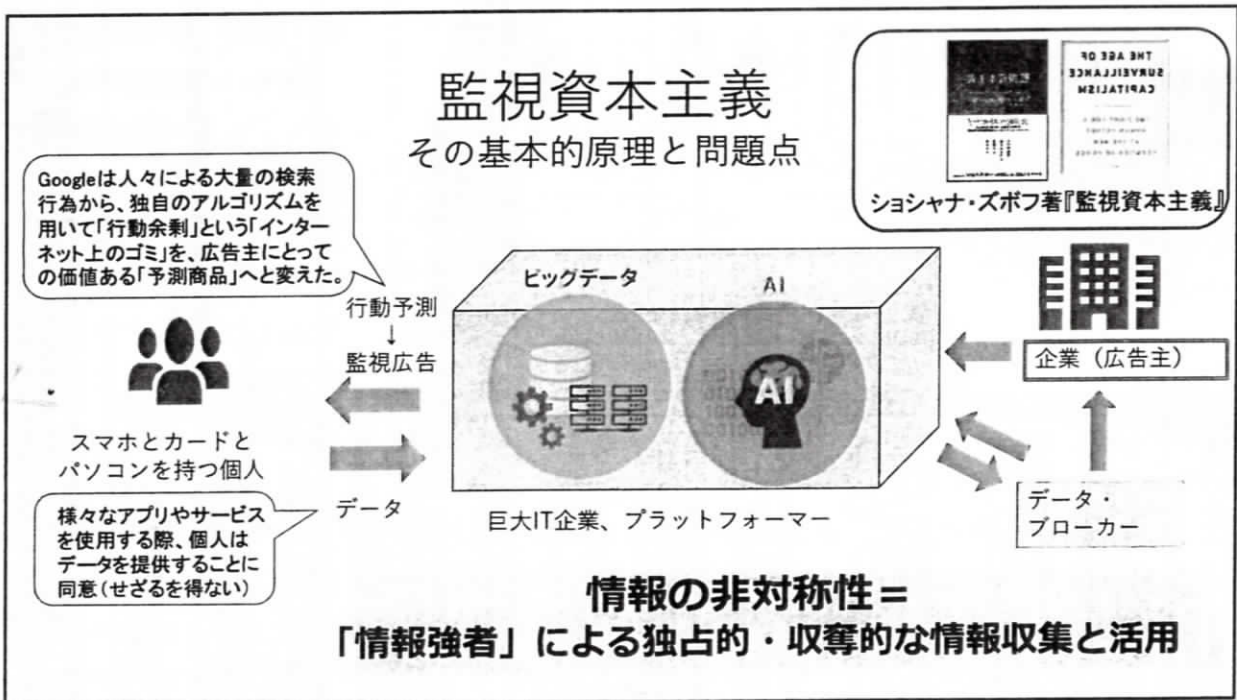
| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>個人情報保護条例 (旧)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政の運営を確保し、もって市民の基本的権利を擁護することを目的とする。</p> <p>(実施機関等の責務) 第3条 実施機関は、個人情報の管理を行うに当たっては、市民の基本的権利を尊重するとともに、個人情報の保護及び市民福祉の増進を図るため必要な措置を講じなければならない。 第4条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 (事業者の責務) 第5条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の管理を行うときは、個人情報の保護に係る市民の基本的権利を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 (市民の責務) 第6条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正當に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 第7条 実施機関は、個人情報の管理を新たに開始しようとするときは、個人情報登録簿に次の各号に掲げる事項を登録し、市長に届け出なければならない。 1 個人情報の記録の名称、(2) 個人情報の利用目的、(3) 記録される対象者の範囲、(4) 記録される個人情報の種類、(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項、 2 実施機関は、登録に係る業務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。 3 市長は、前2項の規定による届出を受理したときは、当該登録に係る事項又は変更若しくは廃止に係る事項を審議会に報告しなければならない。 4 市長は、個人情報登録簿を市民の閲覧に供し、又は閲覧を拒否するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。 5 市長は、個人情報登録簿を市民の閲覧に供し、又は閲覧を拒否するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。</p> | <p>個人情報保護法施行条例 (12月否決案)</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>特になし</p> | <p>特になし</p> <p>※ 個人情報保護法の定めによる「個人情報ファイル簿」とは別に「帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」(法第75条5項)となっているが、……これ、他の自治体も同様の課題。</p> | <p>特になし</p> <p>(北本市情報公開・個人情報保護審査会及び同審議会は廃止)</p> <p>※ 前述のとおり、①条例要配慮個人情報情報を定義できる余地(=「地域の実情」は住民の意志)があること、②個人情報保護法では「個人情報ファイル簿」の作成と公表を定めているが、当面は1000件データ以上とされ、透明性を発揮できること(法75条5項)、③それらの地方自治体は「審議会・審査会」を廃止してしまえば住民による情報保護の民主的コントロールが活かされなくなってしまう。⇒ 実は、このことは他の多くの自治体でも問題にされるべきであったが、北本市のような審議会が行われたのだろうか？</p> |
|--|---|--|---|

北 本 市

| | | |
|---|--|---|
| <p>個人情報保護条例 (旧)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、特定個人情報を含む個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、その収集、管理並びに利用及び提供の適正を期するとともに、区民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより区民の基本的権利の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(実施機関等の責務) 第3条 実施機関は、個人情報等を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するとともに、個人情報の基本的人権を尊重するとともに、個人情報等の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の管理を行うときは、区民の基本的権利を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報等の保護に関する区の施策に協力しなければならない。 (区民の責務) 第5条 区民は、互いに個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報等の保護に関する区の施策に協力しなければならない。</p> | <p>(個人情報保護管理責任者の設置) 第11条 実施機関は、保有個人情報等の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を設置しなければならない。</p> <p>※ 個人情報保護条例では各条において「意見を聴く」「報告」などが合計14件出てくるが条文は省略</p> <p>※ 審議会の条例 (所掌事項) 第2条 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じ、答申する。 (1) 個人情報保護条例の規定により実施機関(区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。以下同じ。)が審議会の意見を聴くこととされた事項</p> | <p>(総括個人情報保護管理者の設置等) 第5条 区の個人情報保護の適正な管理及び安全保護を総括するため、総括個人情報保護管理者を置く。 2 総括個人情報保護管理者は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、職員の研修等必要な措置を講じなければならない。 3 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理者を設置しなければならない。 4 区の個人情報の管理の状況について監査するため、個人情報保護監査責任者を置く。 (情報公開・個人情報保護審査会への意見聴取等) 第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、世田谷区情報公開・個人情報保護審査会に意見を聴くものとする。 (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 前条第2項の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、審査会に報告するものとする。 (1) 規則で定める法第66条に規定する措置の状況その他実施機関の個人情報保護に関する取組を行った場合 (2) 法第68条の規定により個人情報保護委員会に保有個人情報情報の漏えい等について報告した場合</p> <p>※ 単なる法律施行条例にしない努力として、①基本的な個人情報の保護の責務を、個人情報保護監査責任者を設け、②議員研修条例を訂正して「個人情報保護委員会」にお願いする。運用上の諸問題を通過して実質的な機能維持を図ろうとしている。</p> |
|---|--|---|

世 田 谷 区

| | | |
|---|--|--|
| <p>個人情報保護条例 (改定素案)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるとともに、区における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的権利の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するとともに、個人情報の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。 2 実施機関は、法第66条に規定する措置を行うため、規則で定めるところにより必要な基準を整備しなければならない。</p> | <p>(総括個人情報保護管理者の設置等) 第5条 区の個人情報保護の適正な管理及び安全保護を総括するため、総括個人情報保護管理者を置く。 2 総括個人情報保護管理者は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、職員の研修等必要な措置を講じなければならない。 3 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理者を設置しなければならない。 4 区の個人情報の管理の状況について監査するため、個人情報保護監査責任者を置く。 (情報公開・個人情報保護審査会への意見聴取等) 第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、世田谷区情報公開・個人情報保護審査会に意見を聴くものとする。 (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 前条第2項の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、審査会に報告するものとする。 (1) 規則で定める法第66条に規定する措置の状況その他実施機関の個人情報保護に関する取組を行った場合 (2) 法第68条の規定により個人情報保護委員会に保有個人情報情報の漏えい等について報告した場合</p> | <p>※ 単なる法律施行条例にしない努力として、①基本的な個人情報の保護の責務を、個人情報保護監査責任者を設け、②議員研修条例を訂正して「個人情報保護委員会」にお願いする。運用上の諸問題を通過して実質的な機能維持を図ろうとしている。</p> |
|---|--|--|



参考：『監視資本主義』の定義

※単なる「デジタル化」および「技術」自体と「監視資本主義」は異なる

1. 人間の経験を、密かな抽出・予測・販売からなる商業的慣行のための無料の材料として要求する、新たな経済秩序
2. 商品とサービスの生産が、新たな地球規模の行動修正構造に従属する、寄生的な経済ロジック
3. 歴史上、前例のない富、知識、力の集中を特徴とする、資本主義の邪悪な変異
4. 監視経済の基本的な枠組み
5. 産業資本主義が19世紀と20世紀の自然界にとって脅威であったように、21世紀に人間の本質にとって深刻な脅威となるもの
6. 社会に対する支配を主張し、市場民主主義に驚くべき挑戦を仕掛ける、新たな道具主義の力の源
7. 完全な確実性に基づく新たな集団秩序を課すことを目的とする運動
8. 上からのクーデターとして最もよく理解される、人間の重要な権利の没収—人間の主権の打倒

Democracy Can Still End Big Tech's Dominance Over Our Lives

ビッグ・テックによる私たちの生活の支配を終わらせることができるのは、やはり民主主義である

「リアル空間で違法なものはデジタル空間でも違法である」

「デジタルは民主主義の家に住まなければならない」

「私は、民主的な秩序と、その秩序におけるジャーナリズムの新たな中心性が、この闘いに勝利することがかつてないほど楽観的に信じています。すべての道は、いまや『政治』に通じています。つまり『集団行動』と『法制定』の潮流です。この3年、民主主義の復活は顕著であり、大きな変化をもたらしているのです」

- 昨今のビッグ・テックにおける労組結成やウォークアウトなどの集団行動
- BLMによる警察権力のIT技術使用への抵抗
- 米国の自治体での顔認証禁止条例制定
- ターゲティング広告の規制法案策定
- 最近のEUでのDSA/DMA（デジタルサービス法・デジタル市場法）制定

草の根の運動と、それを背景・原動力とした法規制は合流し、

「監視資本主義」解体へのうねりになる。「これから10年が大きな転換期」。

ショシャナ・ズボフ教授（2022年5月ユネスコ世界報道の自由デー世界会議の開会式での基調講演）

https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Shoshana_Zuboff_at_Alexander_von_Humboldt_Institut.jpg



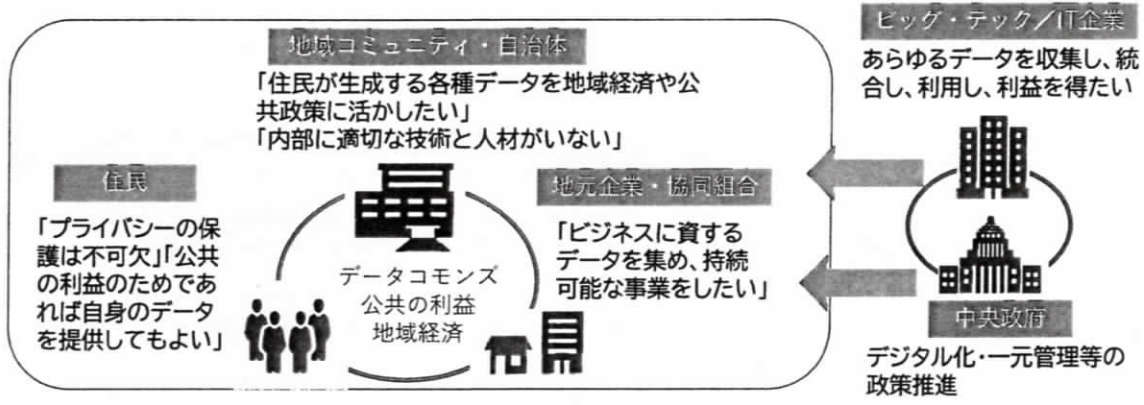
世界の自治体が直面する課題

- 従来のスマートシティによるデータの収集と利用の失敗・問題 (DECODEの分析より)
 - 個人のプライバシーがリスクにさらされる。都市は人とつながりデータ駆動型になることを望んでいるが、多くの都市が結果的に住民の大規模な監視を行っている。⇒透明性や説明責任を高める必要
 - 住民は自分の個人データがどのように収集され、使用されるかについてほとんど発言できず、政策立案者が同意に基づいた方法で人々のデータを取得できる選択肢はほとんどない。
 - 巨大IT企業の支配的なビジネスモデルが力の不均衡を助長する一方で、自治体は、データを用いたより責任あるイノベーションをどのように地域経済に活用すればよいか⇒データは「商品」ではなく、個人と社会に大きな利益をもたらす「共有財＝データコモンズ」という価値の転換が必要
 - 収集したデータは企業の管理下に置かれ、営業秘密によって契約内容も不透明⇒データをどう扱うかを誰が決めるのか、その生成と利用において差別や排除、プライバシー侵害につながらないかをどう確認？
- ⇒ プライバシー保護と個人管理（データ主権）VS データによるスマート化と効率化・持続可能なビジネス？
人々がオンラインで個人情報をより自由に管理できることで、データから新しい形の価値＝データ・コモンズを生み出すことが可能

なぜ自治体がデジタル経済の課題に取り組まなければならないのか

- ①自治体は、パーソナル・データ・エコノミーの主要な中心地となりつつある。
 - 廃棄物管理、公共交通、防犯、教育など…
→データに基づくアプローチが求められる一方、
財政は逼迫
 - Airb&Bやウーバーなどのプラットフォームビジネスの台頭
- ②自治体は住民の生活に最も近い存在である
 - 自治体はデジタルの課題すべてを解決できないが、データ集約的な公共交通、住宅、医療、その他の公共サービスを運営することが可能
 - 自治体は、地域コミュニティや支援団体と協力し、新しい技術を試験的に導入し、実施について市民と協議することができる
- ③自治体は、中央政府より柔軟になれる可能性がある
データ保護の枠組みは通常、中央政府によって施行されるが、自治体はより柔軟に新たな政策や技術を地域に根差した環境で実験し、中央政府に下からの圧力をかけられる
- ④自治体・都市は、起業家的なエコシステムに最適な場所となり得る
人脈、スキル、リソース、資金を最も多く調達できるのは自治体・都市であり、新技術の開発や実験に適している

世界の自治体で始まっている実践 プライバシーと責任あるイノベーションを最前面に据えた政策と戦略



技術（の民主化） ルール・規制、政策的 データトラストやデータ協同組合など社会的組織モデル 住民参加・コミュニティへの

公共財を提供する公的資金が投入された技術は、透明性が高く、住民の監視の目が行き届くべきであるという倫理的な主張

住民主体の分散型データエコシステム

(1) EUのDECODE = DEcentralised Citizen-owned Data Ecosystems 市民が所有する分散型データエコシステム

●概要：個人が自分自身のデータを安全かつプライバシーが保護された状態で管理できるシステム。ブロックチェーンや暗号化などの技術を用い、個人が自分自身のデータについて「誰に対し、どのような目的・条件であれば共有する」あるいは「非公開にする」のかを細かく制御できるツールの開発。属性ベースのクレデンシャルと分散型台帳技術を組み合わせて、人々が個人データに特定の権限を付与できる「スマートルール」システムを構築

- 期間：2017年～2019年に実施されたプロジェクト。EUのHorizon2020から500万ユーロの資金支援
- 参加：EU6カ国・14のパートナー機関など
- 実証実験：バルセロナ市、アムステルダム市

監視資本主義・国家権力によるデータ掌握に対するデータ主権
「個人情報の主権は個人に戻すべき」

産業界からの要請

「適正に処理・保護されたデータを使い新たなビジネスにつなげたい」

EUの政治・経済的意図

市場を席捲するGAFA、台頭する中国→欧州独自のデジタル産業戦略の必要性

民主主義に基づく、安定・持続可能で協調的な経済をめざす

DECODE は、個人情報 を非公開にするか、公共の利益のために共有するかを個人が管理できるようにするツールを提供します。

- DECODE は、インターネット上の個人情報を制御できなくなるという人々の懸念に応えたものです。個人データにアクセスし、制御し、使用する能力は、インターネット企業が利益を上げるための手段になりました。
- 人々は自分のデータを制御できなくなりました。これは、プライバシーと自律性の侵食を意味するだけでなく、人々のオンライン ID のセキュリティにも悪影響を及ぼします。
- 毎日生成される膨大な量のデータは、社会全体に利益をもたらす洞察の可能性を提供します。少数の独占企業によってデータが管理されているため、公共の利益のためにソリューションやサービスを作成したい人や組織は、このデータにアクセスできません。
- データの独占は、経済的な非効率性と不平等を生み出します。これは、市民、公的機関、企業の間での信頼を損なう恐れがあり、安定した持続可能で協調的な経済にとって深刻です。
- 現在のデジタルエコシステムとモノのインターネット (IoT) のランドスケープは非常に細分化されており、相互運用性のない多数の垂直ソリューションがあり、すべてが独自のデバイス、ゲートウェイ、プラットフォームのセット、およびデータ「サイロ」でのデータ処理手段を提供しています。この断片化により、データは管理不能になり、最終的にエンドユーザーはデータを制御できなくなります。

(DECODEウェブサイトより)

バルセロナー大企業や政府・欧州機関を“恐れぬ自治体”

- 2014年、市民選挙を実現するための政治プラットフォーム「バルセロナ・コモンズ」が立ち上がる
- 2015年、貧困・住宅問題の活動家・アーダ・コラウが市長に当選（現在2期目）
- 「参加型予算」による実行の裏付け
- 気候危機対応としての車規制、民泊規制など欧州機関や大企業を「恐れぬ自治体（フィアレス・シティ）」
- 人々のためのスマートシティへの転換
- 市民参加型のプラットフォーム“Decidim”（私たちが決める）
- データ主権を実現するためのプロジェクト「DECODE」参加
- 様々なスマート技術：スーパーブロック、スマートパーキング、シェアサイクル、センサー管理によるごみ収集・・・
- データコモンズ：「人々が情報やデータを自由に提供することができ、同時にそれに対する効果的な集団主権を保持することができるシステムを意味します。言い換えれば、データを誰とどのような条件で共有するかを決定する（現実的かつ効果的な）能力を保持すること」



https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Ada_Colau,_XII_Premis_Gaud%C3%AD_%282020%29.jpg



「市民の暮らしと権利を守る責任ある自治体」